

和光市景観計画(素案)の解説

令和8年3月19日(木)

スケジュール（案）

- 第16回～18回の間で、景観計画改定に向けた検討を実施
- 第17回景観審議会では改定素案を審議

	令和 7 年度		令和 8 年度			
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
景観審議会	● 第16回 (10月15日)	● 第17回 (3月19日)		● 第18回 (7月予定)		● 第19回 (2月予定)
景観計画 の改定	・改定の方向性 検討	・改定素案 の検討		・改定案 の検討	パブリック コメント等 ▼ 都市計画審議 会 への意見聴取 (12月予定)	・改定案 の決定

3
月
公
表

1 見直しの方向性

和光市景観計画(平成21年12月策定)

景観計画へ変更を反映



景観計画へ意見を反映



① 上位計画・関連計画との整合

- ◎ 第五次和光市総合振興計画基本構想
(令和3年3月) : シビックプライド

② 都市化の進展にあわせた見直し

- ◎ 土地区画整理事業、市街地再開発事業

③ 新たな景観要素の追加

- ◎ 賑わい、人々の活動 など

景観審議会意見

- ◎ 第16回 (R7.10.15)
- ◎ 第17回 (R8.3.19)
- ◎ 第18回 (R8.7月予定)

※以下、ページ右上の

P. ● は、

【資料3】和光市景観計画
(素案) の該当ページを示す

3 見直し内容（序章①：計画の構成）

P. 2

変更点 概要

■赤字を次ページ以降説明

○序章

- ・「**景観特性**」を中心に再整理

○第1章

- ・「**重点地区**」を設定する場合の
流れを追加

○第2章

- ・「**基本方針**」と「**要素別方針**」
の2種類に整理
- ・地形別のゾーン区分を序章に統合

○第6章

- ・和光市駅北口市街地再開発事業
等を追記

○第7章

- ・「**協働**」の取組を追記

序章 景観計画の基本事項

第1章 景観計画区域

第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

景観づくりの
目標

景観づくりの
基本方針

要素別景観形成方針
景観ゾーン・景観軸・景観拠点

第3章 良好な景観形成のための行為の制限 に関する事項

届出対象行為

景観形成基準

《色彩の制限基準》

- ・景観ゾーン別の制限基準
- ・勧告、変更命令基準

第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置 に関する行為の制限に関する事項

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

第7章 景観づくりの推進

(序章) 第16回審議会説明からの変更点

↓ 青字
(前回審議会で見直し対象としていた項目)

↓ 赤字
(今回、見直しを行った項目)

景観計画 (H21)	変更の概要 (■重点的に変更)
序章 計画の基本的事項等	
1 策定の背景	—
2 計画の目的	—
3 計画の位置付け	・簡略化
4 本市における“景観づくり”	■「4 計画の構成」として再編 ※ 自然的要素・人口的要素に区分しない
5 景観づくりに向けた各主体の役割	— (説明図を追加)
6 本市の景観特性と課題	■「6 和光市の景観特性」として現況を中心に整理。 課題は、現況の中で整理。 ※写真を多用し、イメージしやすくした

（序章） 確認したい事項

1 景観特性に追加すべき要素

■ 地形・坂道、水と緑、歴史、駅・幹線道路周辺、住宅地、光（夜間景観）を追加しました。

⇒ 設定した6つの要素に加えて、追加すべき7つ目以降の要素（シビックプライドを感じる要素）があればご意見ください。

3 見直し内容（序章②：景観特性）

P. 4

景観特性の再編（全見出し）

（地形・坂道）	：変化に富んだ地形による坂道や眺望のある景観
（水・緑）	：水と緑が織りなすうるおいを感じる景観
（歴史）	：宿場町などの歴史を伝える景観
（駅・幹線道路）	：多くの人が目にする駅周辺・幹線道路の景観
（住宅地）	：まちの基調をなす住宅地の景観
（光）	：和光の光が彩る夜間景観

景観特性（重視している視点）

■再認識してほしい景観特性を整理

- ・「地形・坂道」、「水・緑」、「光」を和光市の景観特性として取り上げ

■シビックプライドの視点を意識

- ・和光市に愛着や誇りを持つうえで、特徴的な要素（坂道、歴史、光）を設定

■「自然的要素」、「人工的要素」、「暮らし・活動」という見出しを廃止

- ・見出しから、どのような景観特性が分かるように変更

(第2章) 第16回審議会説明からの変更点

↓ 青字
(前回審議会で見直し対象としていた項目)

↓ 赤字
(今回、見直しを行った項目)

第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	
1 景観づくりの目標	—
2 景観づくりの基本方針	■イメージ写真を追加し、内容を再整理 (目標とのつながりを再考。新たな景観要素を追加)
3 景観づくりの方針 (1)変化に富んだ地形の上に成り立つ基調景観の形成 (2)まちなみの形成 (3)景観軸の形成 (4)景観拠点の形成	■方針の項目が多く、違いが不明確なため、 「3 要素別景観形成の方針」とし、以下の3区分に再編 (1)景観ゾーン別の景観形成方針 (2)景観軸の景観形成方針 (3)景観拠点の景観形成方針
4 ゾーン別の景観形成方針	

（第2章） 確認したい事項

2 基本方針等の構成・内容について

■シビックプライドを意識して、**基本方針**を変更

- ・「ふるさと」、「愛着」、「にぎわい」、「みんな」というシビックプライドに関わる方針に

⇒ **構成・タイトル・内容についてご意見ください。**

■**要素別景観形成方針**を、「景観ゾーン」、「景観軸」、「景観拠点」に再整理

⇒ **要素を3つに設定すること、設定した配慮事項についてご意見ください。**

変更後の基本方針・設定した意図

★全体的にシビックプライドを意識して設定

(1)緑豊かなふるさと感じる景観づくり

・自然景観資源（緑地、河川、湧き水、坂道）との調和

（意図）：自然景観資源から、ふるさと感じ取ることでもちの居心地の良さを表現

変更後の基本方針・設定した意図

★全体的にシビックプライドを意識して設定

(2)愛着が育まれていく景観づくり

- ・祭事・イベント、街並み・寺社を代表として、歴史や季節の時間変化を活かす
(意図)：歴史・四季から彩られる景観から、まちへの愛着を表現

変更後の基本方針・設定した意図

★全体的にシビックプライドを意識して設定

(3)にぎわいあふれる景観づくり

- ・玄関口（駅、幹線道路周辺）を中心ににぎわい創出、光を用いて、夜間景観形成（意図）：まちの顔となる場所のにぎわいを生み出すことでまちの活性化を表現

変更後の基本方針・設定した意図

★全体的にシビックプライドを意識して設定

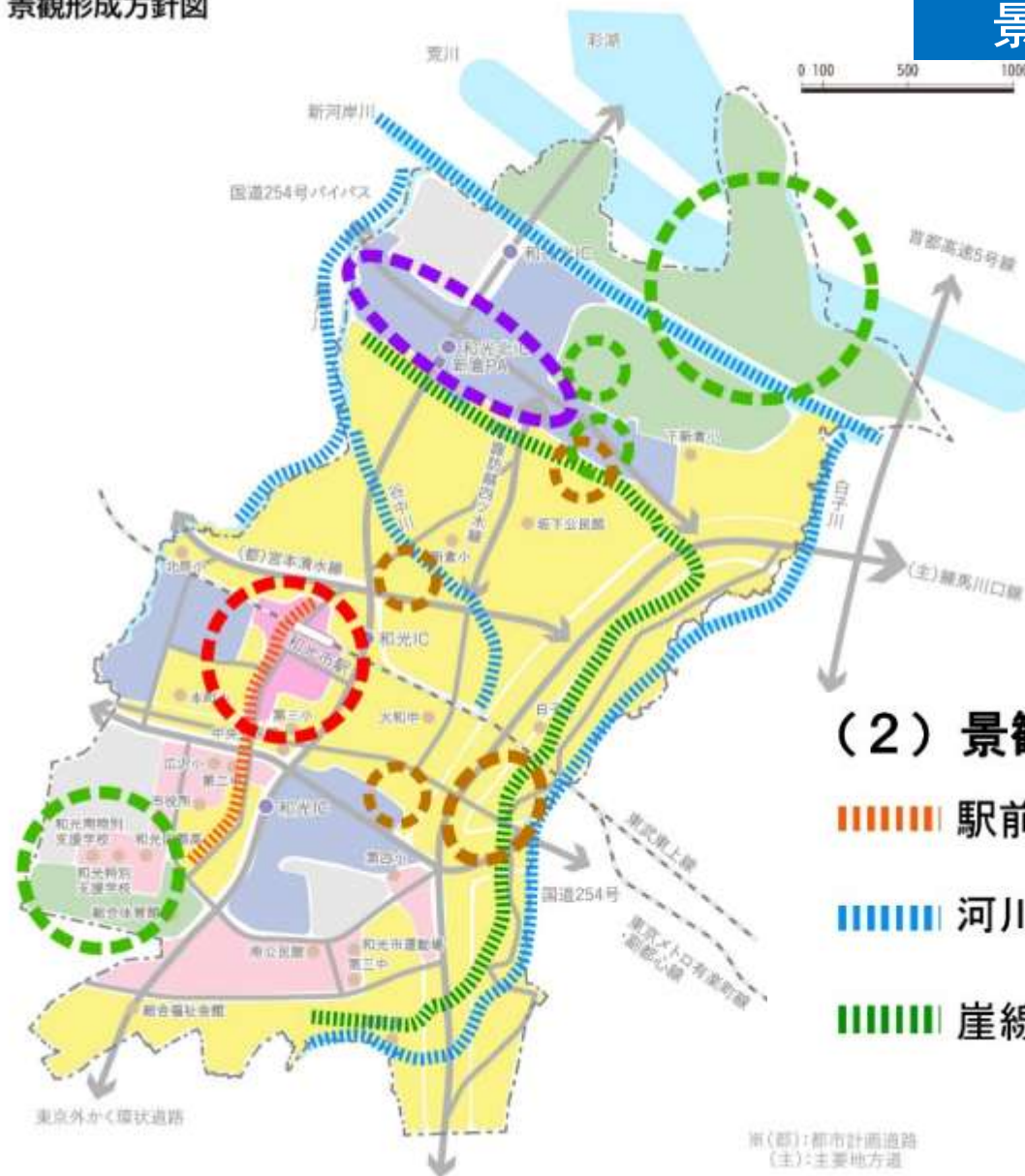
(4)みんなで創り育てる景観づくり

・まちの景観を市民、事業者、行政の「みんな」で協働により創り出す

（意図）：シビックプライドの醸成には「みんな」が参画して作ることが重要

景観形成方針図

景観要素を類型別・凡例を図示



(1) 景観ゾーン（用途地域別）

- 住居系土地利用
- 商業業務系土地利用
- 工業・流通業務系土地利用
- 公益文教系土地利用
- 農業系土地利用

(2) 景観軸

- 駅前通り景観軸
- 河川景観軸
- 崖線景観軸

(3) 景観拠点

- 中心市街地景観の拠点
- 緑の拠点
- 歴史・文化の拠点
- 産業景観の拠点

『ゾーン』別に方針を整理（例示）

①住宅系土地利用（用途地域）

○景観形成テーマ：緑豊かな住宅地景観の形成

○建築物、植栽の方針

- ・住宅の規模・形態は、まとまりが感じられるように
- ・緑あふれる眺望に配慮
- ・庭木の植栽、フラワースポットによる緑化

○色彩の方針：景観計画手引（基準編）P.20参照

- ・外壁の基本色は周囲のまちなみに調和する低彩度

住居系土地利用



- ・ゾーン別に景観形成テーマを設定
- ・建築物、植栽の方針として、配慮事項を設定
- ・色彩の方針については、景観計画手引（基準編）と連動
- ・イメージが分かるように写真を追加

『軸』別に方針を整理（例示）

① 駅前通り景観軸

- ・ 和光市駅前から、樹林公園までの街路空間
- ・ 沿道の街並みと一体になって、まちの顔に

○ 配慮すべきポイント

- ・ 道路や歩道からの眺めに配慮
- ・ 壁面の位置後退によるゆとりのある空間の確保
- ・ 量よりも見える緑（緑視率）を意識

駅前通り景観軸



- ・ 景観軸に対する説明の追加
- ・ 配慮すべきポイントの追加
- ・ イメージが分かるように写真を追加

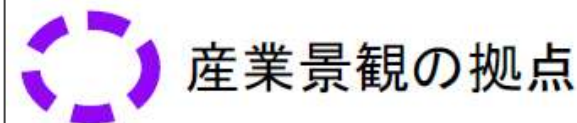
『拠点』別に方針を整理（例示）

④産業景観の拠点

- ・ 外環、254BPに隣接することから設定
- ・ 隣接する住宅地、公共施設、自然環境と調和
- ・ 地域住民と協働することで、産業活動活性化へ

○配慮すべきポイント

- ・ 工場などはオープンスペース、緩衝緑地帯設置による住空間への配慮を
- ・ 工業施設は、規模や形態に配慮し工業地としてのまとまりが感じられるように。



- ・ 景観拠点に対する説明の追加
- ・ 配慮すべきポイントの追加
- ・ イメージが分かるように写真を追加

緑を活かした景観づくりのイメージ

○量よりも見える緑（緑視率）

- ・市街地では緑地を守ることが難しいため、量よりも見える緑を
- ・「快適さ」、「癒し」、「空間の魅力」最大化を目的
- ・地域住民と協働することで、産業活動活性化へ

○住宅地での工夫

- ・歩行者の目線の範囲を緑化する。
- ・道路と敷地の中間領域（前庭）を緑化することにより、人々が活動しながら緑を感じることができる。（生垣で囲うことではない。）

中間領域での景観づくりのイメージ

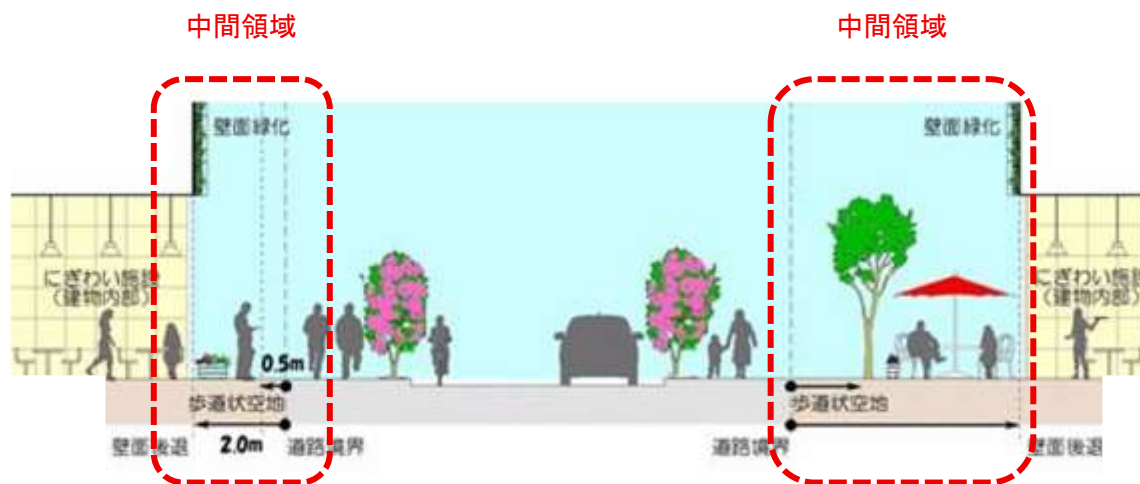
○中間領域とは

・街路、公園等の官が管理する公共空間のほかに、民間所有の敷地や建築物である広場や空地、さらに人が集うカフェやパブに至るまで、不特定多数の人が自由に出入りし、過ごすことを期待される空間

○中間領域での工夫

・まちなかの一部であることを意識し、互いに相乗効果を発揮していくため、境界を感じさせないデザインの工夫が必要

例：活動できるオープンスペースを残す。（緑化しすぎないなど）



中間領域でのイメージ

(第7章) 第16回審議会説明からの変更点

↓ 青字
(前回審議会で見直し対象としていた項目)

↓ 赤字
(今回、見直しを行った項目)

第7章 景観づくりの推進	
1 協働による景観づくり	—
2 できるところから始める景観づくり	「2 景観づくりの活動サイクル」として再編 ※市民生活や産業活動の活性化につながるように
3 景観づくりを推進するための市の取組	※「景観10選」などの市の取組を加筆
	「4 地域での景観づくり」として事例紹介
4 計画の見直し	5 計画の見直し

（第7章） 確認したい事

3 景観づくりの推進について

■市民生活や産業活動の活性化につながるよう
章構成の見直しを実施

- ・「2 景観づくりの活動サイクル」を追加
- ・地域の景観づくりの輪を広げることで、協働を推進していくモデル例を示しました。

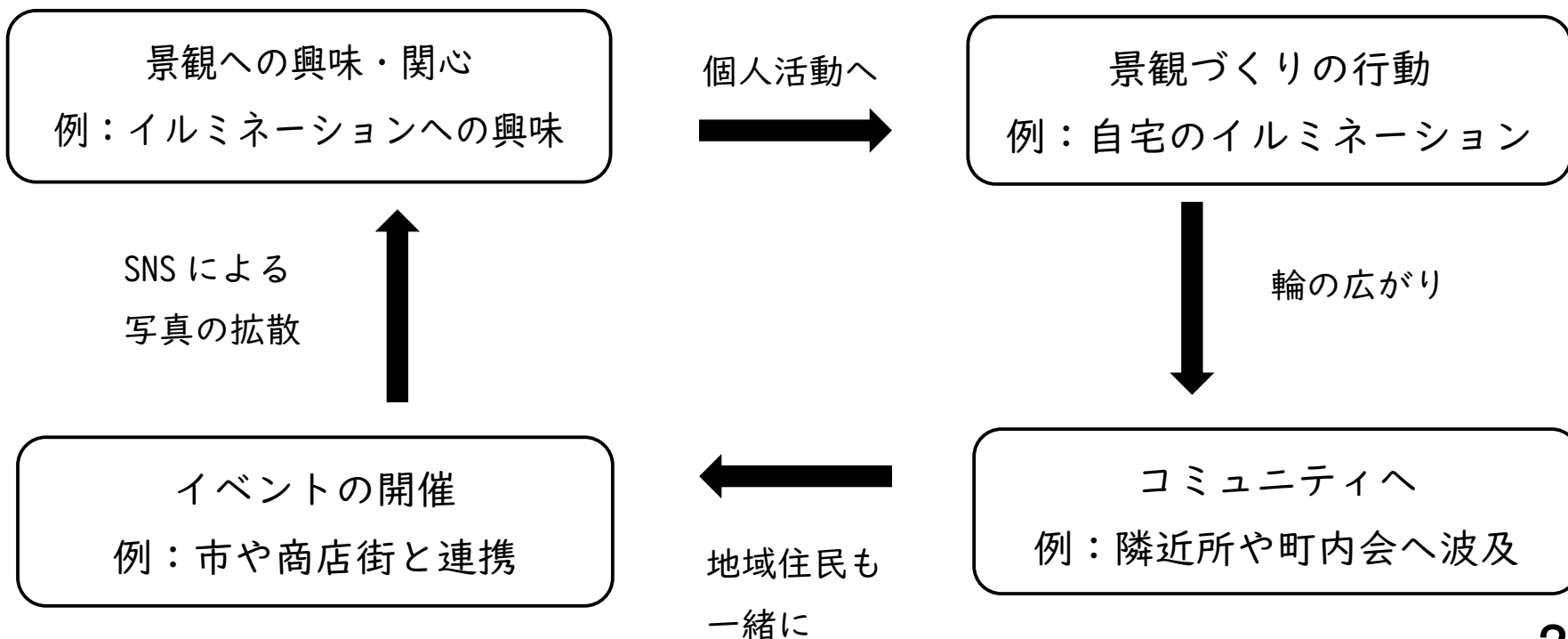
⇒市民生活や産業活動の活性化につながるような章構成について、目指すべき姿を示すべき、などご意見をお願いします。

2 景観づくりの活動サイクル

○協働による景観づくりの活動例

- ・ 協働による景観づくりとしてイルミネーションを事例として掲載
- ・ イルミネーションへの興味⇒活動⇒広がり⇒イベント⇒SNSによる拡散
- ・ 市民生活や産業活動の活性化につながるように

景観づくりの活動サイクル



6 見直し内容（第7章：景観づくりの推進）

事例

2 景観づくりの活動サイクル

○そうさ、バブルミネーション クリスマスナイト
主催：官民連携の地方創生団体 一般社団法人つながり応援
場所：千葉県匝瑳市
日時：2025年12月23日
発端：行政主導ではなく、地域に暮らす市民有志（子供）の声と行動がきっかけ
目的：子供たちに、匝瑳市で過ごす楽しいクリスマスの思い出を
成果：キッチンカー10台、テント3団体出店、SNSを通じて、大きな反響